

公益社団法人越前市シルバー人材センター  
正会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人越前市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員が、一会計年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、別表1に定める額とする。
- (2) 会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までに納入するものとする。

- 2 ただし、新規入会申込者は、理事長に入会を承認された後、直ちに納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

(会費の使途)

第5条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

会員区分	会費の額
正会員	
●一般会員	2,000円
●ゴールド会員	1,000円
●夫婦等同一世帯の 会員のいずれか一方	1,000円